

平成27年度 第1回 東京都北区環境審議会

次 第

日時：平成28年3月28日（月）
午後2時～

場所：北区役所 第一委員会室
（第一庁舎4階）

【次 第】

- 1 開 会
- 2 委員・事務局紹介
- 3 会長・副会長選出
- 4 議事
 - (1) 「北区環境基本計画2015の進捗状況（平成27年度）」
について
 - (2) その他
- 5 閉 会

【配付資料】

- 次第（本紙）
- 座席表
- 委員名簿
- 北区環境基本計画2015および概要版
- 環境かるた（北区ecoかるた）
- 平成27年度 北区河川生物生息調査報告書

資料1 北区環境基本計画2015の進捗状況（平成27年度）

資料2 東京都北区環境基本条例

資料3 東京都北区環境審議会規則

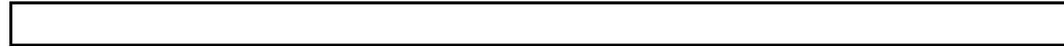
※資料1につきましては、事前配付資料となります。

平成27年度第1回東京都北区環境審議会座席表

H28.3.28
於:第一庁舎4階第一委員会室

みやうち としみち
宮内 利通
生活環境部長

いながき しげたか
稲垣 茂孝
環境課長



トライネットワーク

こやま ふみひろ
小山 文大

まえだ ゆきお
前田 ゆきお

区民生活委員会副委員長

公募区民

あきやま けんたろう
秋山 健太郎

こんどう みつのり
近藤 光則

区民生活委員会委員長

公募区民

あきやま かおり
秋山 香織

あおき ひろこ
青木 博子

区議会副議長

東洋大学経済学部長
総合政策学科教授

おがわ よしき
小川 芳樹

やまだ かなこ
やまだ 加奈子

区議会議長

千葉大学大学院
園芸学研究科准教授

やない しげと
柳井 重人

なかむら すすむ
中村 進

(一社)北産業連合会 評議員
(株)浮間合成 取締役社長

学習院女子大学
環境情報センター教授

しながわ あきら
品川 明

おばな ひでお
尾花 秀雄

北区商店街連合会 会長

東京大学名誉教授

まきで よしひろ
巻出 義紘

すすき まさお
鈴木 将雄

北区町会自治会連合会代表
(東十条三丁目町会長)

(一社)環境情報科学センター 理事長

まるた よりかず
丸田 頼一

はら よしこ
原 芳子

北区グリーンクラブ 会長

会長

平成27年度 東京都北区環境審議会委員名簿 (H28.3.28現在)

環境審議会		氏名	(ふりがな)	所属	備考
学識経験者 六人					
	学識経験者	丸田 頼一	(まるた よりかず)	一般社団法人 環境情報科学センター 理事長	千葉大学名誉教授
	学識経験者	細見 正明	(ほそみ まさあき)	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	
	学識経験者	巻出 義紘	(まきで よしひろ)	東京大学名誉教授	
	学識経験者	品川 明	(しながわ あきら)	学習院女子大学 環境教育センター 教授	
	学識経験者	柳井 重人	(やない しげと)	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授	
	学識経験者	小川 芳樹	(おがわ よしき)	東洋大学経済学部総合政策学科 教授	経済学部長
区民、事業者、及び民間団体 七人					
	公募区民	秋山 香織	(あきやま かおり)		
	公募区民	秋山 健太郎	(あきやま けんたろう)		
	区民	鈴木 将雄	(すずき まさお)	北区町会自治会連合会代表	
	民間団体	小山 文大	(こやま ふみひろ)	トライネットワーク	
	民間団体	原 芳子	(はら よしこ)	北区グリーンクラブ 会長	
	事業者	尾花 秀雄	(おばな ひでお)	北区商店街連合会 会長	
	事業者	中村 進	(なかむら すずむ)	一般社団法人 北産業連合会 評議員	
区議会議員 四人					
	区議会	やまだ 加奈子	(やまだ かなこ)	議長	
	区議会	青木 博子	(あおき ひろこ)	副議長	
	区議会	近藤 光則	(こんどう みつのり)	区民生活委員会 委員長	
	区議会	前田 ゆきお	(まえだ ゆきお)	区民生活委員会 副委員長	
事務局					
	区職員	宮内 利通	(みやうち としみち)	生活環境部長	
	区職員	稲垣 茂孝	(いながき しげたか)	生活環境部環境課長	

北区環境基本計画 2015 の進捗状況について（平成 27 年度）

I ピックアップ事業

環境かるた「北区 eco かるた」の作製・省エネ道場の開催（新規事業）

1. 経緯・背景

平成 25 年 3 月の東京都北区新エネルギー・省エネルギー専門研究会の提言において、「区民が楽しみながら続けられる省エネ対策の推進」がエネルギー施策の基本的視点の 1 つとして提案された。

「北区環境基本計画 2015」（以下、本計画という。）策定時のアンケート結果では、区民に対する省エネ・新エネの知識の提供や意識の啓発が必要と考えられ、また、計画改定の為、北区環境審議会に設置した「低炭素・循環部会」においても、「区民が楽しみながら続けられる省エネルギー対策や新エネルギーに関する取組みの知識や効果について学ぶプログラム」の開発が重要とされ、本計画の施策例の 1 つとして定められたところである。

2. 目的

二酸化炭素排出量が増加傾向にある民生家庭部門の低炭素化を推進するため、子どもの頃から「省エネ・新エネに関する取組み効果を楽しみながら学ぶ」ことを通じて、区民が省エネ対策や新エネ機器導入の意義を認識し、子どもから親の世代へと広げていくことで、区民自らが環境に配慮した行動の実践を目標とする。区全体で取り組む低炭素化の北区の実現により、快適で安全な北区の良さを多くの人に感じてもらう。

3. 実施及び今後の予定

平成 27 年度	環境かるた「北区 eco かるた」の作製・かるた大会の開催
平成 28 年度以降	省エネ道場・かるた大会の開催

4. 事業概要（今年度）

(1) 環境かるた「北区 eco かるた」の作製

環境学習の教材として、楽しみながら、環境配慮や具体的環境行動につながることを目指すものとして、次世代を担う小学生から標語を募集した。標語を通じた学習を見据え、取札（絵札）の裏面に小解説を入れ、かるた遊びをすることで環境の知識が向上できるよう考慮し、作製した。

- ①募集対象 区内在住・在学の小学生
- ②募集期間 平成27年6月1日～30日（環境月間）
- ③応募総数 459首（うち、44首をかるたの標語に選考）
- ④特徴 かるたは「あ」～「わ」の全44首。

それぞれ1対の絵札と読札があり、絵札の裏には、その標語に対する、北区の環境や自然、エコや省エネ、ごみ問題に関係した解説が記載。

また、かるたの札の外枠は分類で色分けされている。構成は以下のとおり。

分類	外枠色	札数
環境全般・自然	緑	15枚
エコ・省エネ	オレンジ	14枚
ごみ問題	水色	15枚

- ⑤普及啓発 北区ニュース、北区公式ホームページにてかるた完成を周知した。なお、北区公式ホームページでは印刷して学習できるよう、絵札、解説（絵札裏面）、読札をPDFファイルにて公開。また、学校等の学習関連施設に無償配布し、個人にも有償にて販売している。

- ・無償配布 標語採用者 44組
 - 区内小学校全クラス 474組
 - 区立幼稚園全クラス 14組
 - わくわく☆ひろば・放課後子ども教室 19組
 - 区内児童館 26組
 - エコー広場館 4組 等
- ・有償頒布 1組500円にて販売
 - （販売場所）区政資料室、飛鳥山博物館、環境課窓口

（2）北区 eco かるた大会の開催

（1）にて作製した「北区 eco かるた」を普及させ、より一層事業の目的を達成するため、小学生を対象に「第1回 北区 eco かるた大会」を開催した。なお、学習を発揮させる場として、かるた大会を毎年実施していく予定である。

- ①開催日時 平成28年2月7日（日）午後1時～午後4時30分
- ②対象 区内在住・在学の小学生（事前申込制・先着100名）
- ③場所 北とびあ7階 第2研修室
- ④内容 読み上げた札に対応した絵札を取り、グループ内で取札数を競う個人戦。
低学年の部（1～3年生）、高学年の部（4～6年生）に分かれて開催。参加者が、予選～準決勝～決勝と勝ち上がり、各部の優勝者を決定する。
- ⑤参加人数 78人（内、低学年の部 62人、高学年の部 16人）
- ⑥結果公表 北区公式ホームページにて、全体集合写真、優勝者氏名等を公表。

4.28 年度以降の取組み

(1) 省エネ道場の開催

今年度作成した「北区 eco かるた」を活用し、標語を通じた学習として、かるた遊びをすることで環境の知識の向上を目指し、広く環境について学ぶ機会のある場として「省エネ道場」を複数回開催する。道場参加者には、具体的な目標として、北区 eco かるた大会の上位入賞等、かたちとなる成果の取得を目指し、省エネや環境に対する知識の向上を促していく。

- ①開催 定期的に場を設け開催（年間複数回）
- ②対象 区内在住・在学の小学生
- ③内容 子ども達が環境に配慮した eco 活動が実践できるよう、学習に応じた段位認定等を行い、省エネや環境に対する知識の向上と行動を促進し、生活習慣として根付かせることを目指す。

(2) 北区 eco かるた大会の開催

学習を発揮する場として、北区 eco かるた大会を開催する。

第1回大会での経験を踏まえ、高学年の参加者増を目指す。将来的には環境に関する知識の習熟度等にて大会のランク分けを行い、参加者の向上心を促す。

II 基本目標における施策の柱の進捗状況

北区環境基本計画 2015 における、各施策の柱の「成果と目標」と今年度の事業実績を比較した。「現状」と「具体的な目標」は平成 25 年度の計画策定時、「平成 27 年度実績」は 2 月末現在（3-3 については平成 26 年度）の数値となっている。

基本目標 1 北区的环境を育むきずなづくり

1-1 環境保全・創造のための人・地域づくり

成果指標	現状（策定時）	平成 27 年度 実績	具体的な目標
北区環境大学事業での開催講座数	68 回	50 回	維持
環境学習拠点の利用人数	エコー広場館 7.32 万人 自然ふれあい情報館 4.14 万人 みどりと環境の情報館 287 人	エコー広場館 9.10 万人 自然ふれあい情報館 3.12 万人 みどりと環境の情報館 251 人	増加
家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰・公表数	(新規)	取り組みに向けたプログラムを構築中	表彰・公表制度の構築・運用

1-2 環境経営の促進

成果指標	現状（策定時）	平成 27 年度 実績	具体的な目標
新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数（中小企業者等）	2 件	18 件	増加
環境経営に関するセミナーへの参加者数	5 社	未実施	増加

1-3 環境に関する情報共有の仕組みづくり

成果指標	現状（策定時）	平成 27 年度 実績	具体的な目標
環境学習拠点における情報発信回数	定期的実施*1	実施	現状維持
区内の環境を学ぶための啓発資料の作成数	定期的実施*2	実施	現状維持
有識者や高齢者等が有する環境関連情報を継承・蓄積する仕組みの構築	(新規)	検討中	制度構築・運用

*1 みどりと環境の情報館における環境雑誌等

*2 「北区と川の関わり方」など

基本目標 2 安全・安心な区民生活環境の確保

2-1 身近な環境問題に関する取組み

成果指標	現状（策定時）	平成27年度 実績	具体的な目標
騒音・振動等に関する工場・事業場への指導回数	定期的 to 実施*	定期的 to 実施	現状維持
環境美化キャンペーンの開催回数	定期的 to 実施	9回 (延べ479名参加)	現状維持

*公害防止パンフレットによる意識啓発など

2-2 包括的な化学物質対策

成果指標	現状（策定時）	平成27年度 実績	具体的な目標
化学物質の適正管理に関する情報発信	定期的 to 実施*	周知方法の拡充を 検討中	現状維持、 情報の充実
有害ガス排出工場・指定作業場調査における規制基準適合状況	2事業所で規制基準超過	すべて規制基準以内	すべて規制基準 以内

*ホームページ等での情報発信

2-3 広域的な環境問題の解決に向けた取組み

成果指標	現状（策定時）	平成27年度 実績	具体的な目標
光化学オキシダントやPM2.5に関する情報発信	定期的 to 実施*	定期的 to 実施	現状維持、 情報の充実
ヒートアイランド対策に関する情報発信	(新規)	検討中	情報の充実
大気汚染物質の測定	定期的 to 実施	定期的 to 実施	現状維持

*広報・ホームページ等での情報発信

基本目標 3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区

3-1 積極的な参加が期待されるエネルギー対策

成果指標	現状（策定時）	平成27年度 実績	具体的な目標
新エネルギー及び省エネルギー機器等の導入累計数	775 件*	245 件	増加
省エネ・再エネ設備導入技術講習の実施	(平成26年度より実施)	実施	現状維持
環境活動自己診断事業への参加者数	回収数 1,655 枚	回収数 1,641 枚	増加
家庭・事業所での優れた取り組みに対する表彰・公表数	(新規)	取り組みに向けたプログラムを構築中	表彰・公表制度の構築・運用

* 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成（住宅・事業者、中小企業者等）

3-2 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入

成果指標	現状（策定時）	平成27年度 実績	具体的な目標
学校等への新エネルギー機器の導入件数	25 施設	25 施設	増加
区有施設への非常用発電機の導入件数	113 機 (避難所 62 箇所全整備)	123 機 (避難所 60 箇所*全整備)	適宜更新

* 小学校の統廃合により、避難所が 62 箇所から 60 箇所に変更された。

3-3 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築（確定前の為、平成26年度実績）

成果指標	現状（策定時）	平成26年度 実績	具体的な目標
エコ広場館の年間利用人数	7.32 万人	8.77 万人	増加
ごみ排出量削減率（平成25年度比）*	(基準年度)	2%	20%
区民1人1日あたりのごみ排出量*	718 g	695 g	570 g

* 北区一般廃棄物処理基本計画 2015 策定に伴い、基本方針及び数値目標が変更となったため、成果指標を「リサイクル率」から「区民一人あたりのごみ排出量」に、また、基準年度を平成25年度、目標年度を平成36年度とした。

基本目標 4 区民と自然が共生できる仕組みづくり

4-1 生物多様性の重要性に対する理解の促進

成果指標	現状（策定時）	平成27年度 実績	具体的な目標
「環境大学事業」における講師やサポート人材の育成講座の実施	実施*1	実施	継続
区内生きものの調査結果を活用した学習会等の参加者数	502名*2	644名	増加
「環境大学事業」におけるセミナー等の参加者数	延べ1,457名	延べ1,089名	増加

*1 環境リーダー養成講座

*2 自然ふれあい情報館

4-2 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり

成果指標	現状（策定時）	平成27年度 実績	具体的な目標
生垣造成助成の長さ（累計）	5,576m	5,701m	増加
延長20m以上の接道緑化の総延長	31,610m	40,305m	増加
緑被率（1㎡以上）	19.05%	19.05%*1	20%*2
区内の生きものの調査を活用した緑化指針等の策定	（新規）	検討中	策定

*1 平成25年度「北区緑の実態調査」調査実績

*2 北区緑の基本計画（平成22年3月）

4-3 環境保全上健全な水循環の回復

成果指標	現状（策定時）	平成27年度 実績	具体的な目標
湧水地点数	12地点	12地点	現状維持
河川生物生息調査によるモニタリング	実施	実施	継続

目次

前文

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策等

第一節 環境基本計画（第九条）

第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等（第十条～第二十一条）

第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等（第二十二条～第二十四条）

第四節 環境審議会（第二十五条）

第三章 雑則（第二十六条）

付則

北区は、荒川の水辺や崖線のみどりに恵まれ、また、江戸時代からの桜の名所である飛鳥山をはじめとして豊かな歴史と文化遺産を有し、これらが私たちにうるおいとやすらぎのある良好な環境をもたらしている。

しかし、物質的に豊かで便利な生活やそれを支える産業活動、都市化の進展は、北区でも大気汚染や化学物質による環境汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させ、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少など、国を超えた規模での環境破壊を進行させている。

私たちは、快適で良好な環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない北区と青い地球を将来の世代に引き継いでいく責務がある。

そのために、私たち一人ひとりが地球に生きる一員としての自覚を持ち、環境負荷低減に努めるとともに、区民、事業者、民間団体及び区が協働で環境活動に取り組むことにより、すべての息づくものが共生できる環境を目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者、民間団体及び区の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる負の影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 公害 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- 四 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が再び資源として適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 五 民間団体 環境活動を行うNPO、ボランティア団体等をいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全は、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の区民へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築される

ことを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて適切に推進されなければならない。

3 環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と深く係わっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全是自らの課題として認識し、地球環境問題への貢献をするため、すべての活動において推進されなければならない。

4 区民、事業者、民間団体及び区は、自ら環境の保全是を推進するとともに、協働して地域及び地球全体の環境の保全是に努めなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、前条に定める環境の保全是についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

一 公害の防止に関すること。

二 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全是に関すること。

三 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

四 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。

五 良好な景観、地域環境美化等に関すること。

六 みどりの保護及び育成に関すること。

七 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

八 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全是に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 区は、基本理念にのつとり、すべての施策の策定及び実施に当たつては、環境への負荷の低減その他の環境の保全是のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念にのつとり、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区民は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たつては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのつとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつては、その事業活動に係る製品その他の物の原材料の選定から製造、販売、使用及び廃棄までの各段階において環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第七条 民間団体は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 区長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全是に関する施策の実施状況の報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全是に関する基本的施策等

第一節 環境基本計画

(環境基本計画)

第九条 区長は、環境の保全是に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全是に関する目標

二 環境の保全是に関する施策の方向

三 環境の保全是に関する行動及び配慮の指針

四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

- 3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第二十五条に規定する東京都北区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等

(環境基本計画との整合)

第十条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(新規事業の環境配慮)

第十一条 区は、新規事業を計画し、及び実施するに当たっては、その事業の計画段階から、環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

(循環型社会形成の推進)

第十二条 区は、循環型社会の形成を推進するため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備)

第十三条 区は、公共施設の整備に当たっては、環境の保全に資する必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第十四条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境の保全についての理解を深められるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の環境の保全に関する活動の促進)

第十五条 区は、区民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第十六条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために適切な措置をとることとなるよう誘導するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第十七条 区は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(区民等の意見の反映)

第十八条 区は、区民、事業者及び民間団体の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十九条 区は、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 区は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 区は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等

(国及び都その他の地方公共団体との協力)

第二十二条 区は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び都その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(国際協力)

第二十三条 区は、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(区民等との協働の組織の整備)

第二十四条 区は、環境の保全に関し、区民、事業者及び民間団体と協働して取り組むための組織を整備するものとする。

第四節 環境審議会

(環境審議会)

第二十五条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十四条の規定に基づき、区長の附属機関として東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画等環境計画の策定、推進及び改定に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）、区民、事業者、民間団体、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員十八人以内をもって組織する。

5 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特別な事項又は専門的な事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験者、区民及び区職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

8 臨時委員は、当該特別な事項又は専門的な事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第三章 雑則

(委任)

第二十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(東京都北区みどりの条例の一部改正)

2 東京都北区みどりの条例（昭和六十年九月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第五章 緑化推進審議会（第二十二條）

第六章 雑則（第二十三條—第二十六條）

」

を「第五章 雑則（第二十二條—第二十五條）」に改める。

第五章を削る。

第六章中第二十三條を第二十二條とし、第二十四條から第二十六條までを一條ずつ繰り上げる。

第六章を第五章とする。

改正 平成二二年 三月二三日規則第二一号 平成二三年 三月 七日規則第九号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区環境基本条例（平成十八年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」という。）第二十五条の規定に基づき、東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第二条 条例第二十五条第四項に規定する審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- 一 学識経験を有する者 七人以内
- 二 区民、事業者及び民間団体 七人以内
- 三 区議会議員 四人

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数で決したときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年三月二三日規則第二一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二三年三月七日規則第九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。